

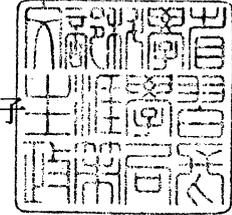


27受文科生第446号
平成27年8月11日

全国専修学校各種学校総連合会会長 殿

文部科学省生涯学習政策局長

河村潤子



平成27年国勢調査への協力について（依頼）

このことについて、別添（写）のとおり総務大臣より依頼がありましたので、調査の周知への協力について、御配慮いただきますようお願いいたします。

担当 文部科学省生涯学習政策局

政策課調査統計企画室調査調整係

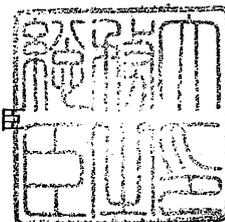
電話 03-5253-4111（内線 2961, 2261）



総統勢第 199 号の 5
平成 27 年 7 月 14 日

文部科学大臣 殿

総務大臣



平成 27 年国勢調査への協力について（依頼）

総務省では、来る 10 月 1 日を期して全国一斉に平成 27 年国勢調査を実施します。

国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）及び国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）に基づき、10 月 1 日午前零時現在、本邦に居住する全ての者を対象とするものであり、原則としてその住居において調査することとしています。

つきましては、学校に在学する学生については、各学校及び関係団体の協力を得て国勢調査の実施の周知を図ることとしておりますので、調査の周知に係る協力について、各学校及び関係団体への要請方よろしくお取り計らい願います。

また、学校の学生寮・寄宿舎から通学している学生・生徒はその学生寮・寄宿舎で調査することとしていますので、当該学生寮・寄宿舎における調査の円滑な実施について、各学校の関係職員の協力が得られますよう御配慮をお願いします。

なお、国勢調査は、地方公共団体を通じて行いますので、都道府県及び市町村から各学校への協力依頼等があった場合は特段の御配慮を賜りますよう、併せてお願いします。